



男女共同参画推進委員会

第127回

今回は、安中市出身でフリーアナウンサーの竹下裕理さんです。竹下さんは、平成29年に「ぐんま輝く女性チャレンジ賞」を受賞しています。

「女性が社会で活躍するために」



竹下 裕理
女性が活躍する社会について考えるきっかけになったのは、今から20年以上前に遡ります。

東京女子大学の卒業論文で「地方で働く女性たち」をテーマに、群馬の女性を取り上げたことです。

当時調べた文献では、「都会は女性の社会進出が進んでいるが地方は進んでいない」というものが圧倒的でした。その時、群馬県は「かかあ天下」であり、論文で「地方女性の社会進出が進んでいない」ということを覆すことができるのではないかと思います。群馬県内で女性が社長を務める企業を取り上げました。論文では「群馬には昔から「かかあ天下」的な思想があるからこそ、女性経営者や女性管理職が多い。ただ一見女性が活躍している企業でも、実際は男性優位」という結論に至りました。

そして、20年以上が経ち、さらなる女性活躍社会になるために特に必要なのは、家庭の理解、企業の理解、保育制度の充実に加えて、自分自身も変化することだと考えます。

私は、30代後半まで妊娠よりも仕事を優先してきました。フリーアナウンサーで個人事業主であるため、企業のように有給休暇や出産休暇はなく、健康保険などの保障も少ないのが現状です。ですが、現在はフリーランスであることをメリットとして考えるようになりました。メリットとしては、ある程度自由に仕事を選択できるということです。

現在、母になり、地域の保育園を利用し、夫や実家の協力も得ながら、アナウンサー業の傍ら野菜ソムリエ上級プロの資格を活かし、SNSなどを通して野菜の魅力や群馬の農業、食品ロス削減などについて発信しています。情報発信により、全国の方と交流することができ、SNSがきっかけで食に関する仕事も増えていきます。

これから社会進出を考える際、自身が無理なくできる職種を選択したり、好きなこと、関心があることを見つけたら、強みを持つことも大事だと感じます。特に出産などで一時的に社会から離れた方にとって、地域の助けあいや、同じ境遇にいる方々のネットワークづくりや、情報共有スキームの構築が必要だと考えます。なぜなら、このような環境に身を置くことで、社会で働くきっかけが作れる可能性が大いからです。そういった意味では、今年オープンした「あんなかスマイルパーク」の存在は大きいと感じます。

地域で助け合うことができ、男性も女性も活躍できる社会が、本来の男女共同参画社会であり、女性が活躍できる社会だと考えます。

問合せ▶困地域創造課市民協働係(☎内線1027)

安中市消費生活センターからのお知らせ

クーリング・オフ制度を知っていますか？

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘、キャッチセールスなど、不意打ち的な販売方法で事業者と契約してしまった場合に、一定の期間内であれば、消費者から無条件で契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフの手続きは、必ず書面による通知で行います。ハガキでできますが、書き方などわからない場合は、お早めに消費生活センターまでご相談ください。



「クーリング・オフができる取引の種類と期間」

取引の種類	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
業務提供誘引販売取引(内職、モニター商法など)	20日間
訪問購入(業者が消費者の自宅などを訪ねて、物品の買い取りを行うもの)	8日間

※クーリング・オフ期間が過ぎていても、契約の解除ができる場合があります

「クーリング・オフできないもの」

店舗・営業所での契約、通信販売、使用してしまった消耗品、自動車、葬儀および訪問販売や電話勧誘販売で3000円未満の現金取引の場合などは、クーリング・オフの対象外です。

Q インターネットで購入した服を返品したいが、クーリング・オフできるか？

A インターネットによる取引は、通信販売に当たるので、クーリング・オフできません。通信販売では、返品可否、その他の条件で特約がある場合は、特約に従うことになり、特約がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができます。

【問合せ】

安中市消費生活センター(☎3382-2228)
相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分